

○新宿区住居表示に関する条例施行規則

昭和40年4月1日

規則第29号

改正 昭和62年9月30日規則第57号

平成5年4月1日規則第24号

平成28年2月8日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、新宿区住居表示に関する条例(昭和40年新宿区条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(昭62規則57・一部改正)

(街区符号の変更等の通知)

第2条 条例第2条に規定する通知は、街区符号付定・変更・廃止通知書(第1号様式)とする。

(昭62規則57・一部改正)

(住居表示を必要とする建物等)

第3条 条例第3条第1項の規定による住居表示を必要とする建物その他の工作物(以下「建物等」という。)は、別表第1に定めるものとする。ただし、別表第1に定める建物等であっても、主たる建物等でない場合にあつては、この限りでない。

(昭62規則57・一部改正)

(新築等の届出)

第4条 条例第3条第1項の規定による届出は、建物その他の工作物新築届(第2号様式)によらなければならない。

(昭62規則57・一部改正)

(住居番号変更等の申出)

第5条 条例第3条第2項の規定による住居番号の付定、変更又は廃止の申出は、住居番号付定・変更・廃止申請書(第3号様式)によらなければならない。

(昭62規則57・一部改正)

(変更等の通知)

第6条 条例第3条第3項の規定により住居番号を付定し、変更し、又は廃止する必要がないと決定したときは、区長は、条例第3条第1項の届出人、同条第2項の申出人、同条第3項の関係人又は関係機関の長に第4号様式により通知しなければならない。

2 条例第3条第4項に規定する通知は、住居番号付定・変更・廃止通知書(第1号様式)による。

(昭62規則57・一部改正)

(住居番号の表示)

第7条 条例第4条第1項ただし書に基づき、区長が別に定める住居番号の表示は、次の表の左欄に掲げる建物につき、右欄に掲げる場所とする。

建物の別	表示する場所
棟番号を必要とする建物及び中高層の建物	1 当該建物の外壁で道路から見やすい場所
	2 当該建物の区分された部分の主要な出入口

2 条例第4条第2項の規定に基づき、区長が別に定める住居番号の表示の様式は、別表第2に掲げる様式とする。

(昭62規則57・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日規則第57号)

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日規則第24号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区住居表示に関する条例施行規則の規定により作成した様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えたうえで、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成28年2月8日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の第2号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

別表第1(第3条関係)

(昭62規則57・一部改正)

住居表示を必要とする建物その他の工作物

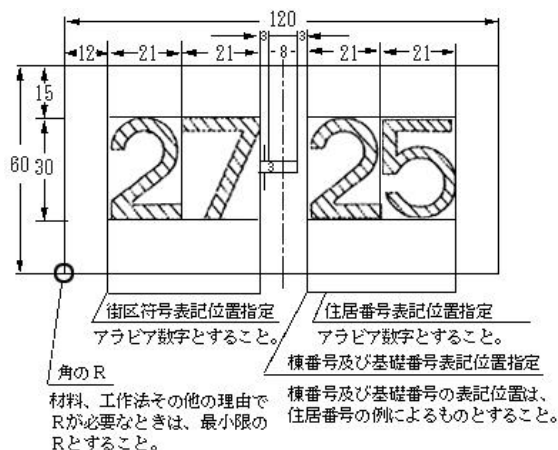
専用住宅用建物	事務所・銀行用建物
併用住宅用建物	工場用建物
農家住宅用建物	倉庫用建物

アパート・ホテル・簡易旅館用建物	市場用建物
旅館・料亭用建物	学校(各種学校を含む。)用建物
待合用建物	集会場
店舗・百貨店用建物	官公署用建物
劇場・映画館用建物	宗教用建物
キャバレー・ダンスホール用建物	公共の用に供する建物
浴場用建物	公園等の施設
病院用建物	路外駐車場

別表第2(第7条関係)住居番号表示の様式

(昭62規則57・一部改正)

第1号様式



(備考)

- 1 斜線の部分は白色とし、斜線以外の部分は、次に掲げるもののうちいずれか1色とする。

灰色(N4)

うす赤(5R 6/4)

暗い茶(10R 4/5)

黄茶(10YR 5.5/4.5)

暗い黄茶(5GY 5/5.5)

にぶ緑(10G 5/5.5)

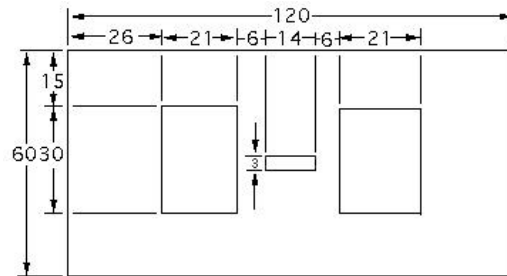
暗い青(2.5PB 2.5/7)

うす青紫(7.5PB 6/8)

青緑(2.5BG 4/8)

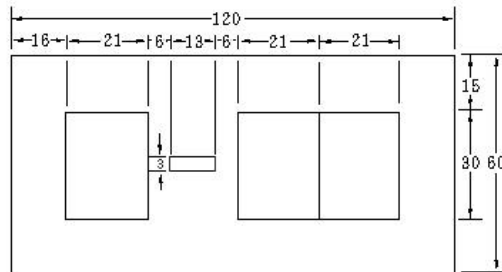
青味

第2号様式



(備考) 街区符号及び住居番号がともに1ケタの場合

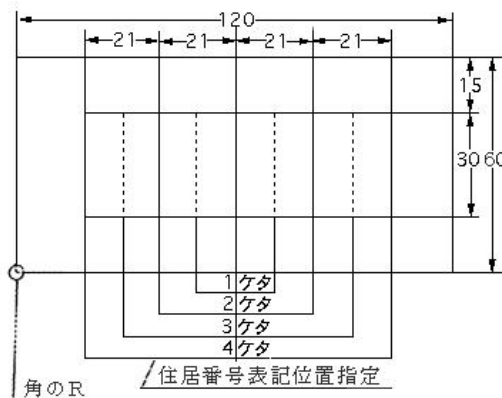
第3号様式



(備考)

- 1 街区符号が1ケタで住居番号が2ケタの場合
- 2 街区符号が2ケタで住居番号が1ケタの場合は、上記に準じること。

第4号様式



角のR / 住居番号表記位置指定
材料、工法その他の理由でRが必要なときは、
最小限のRとすること。

(備考)

- 1 棟番号を必要とする建物及び中高層の建物の場合
- 2 棟番号の様式は建物等の大きさに比例した適当なものとし、符号は原則としてアラビア数字とする。

第1号様式(第2条、第6条関係)

番 号
年 月 日

関 係 人 殿

東 京 都 新 宿 区 長 印

付 定
街 区 符 号 変 更 通 知 書
住 居 番 号 廃 止

東京都新宿区住居表示に関する条例第2条の規定に基づき、あなたの街区符号及び
第3条第4項
付 定
住居番号は、次のとおり 変 更 しましたので通知します。
廃 止

氏名、名称又は施設名				
住居施設の場所 } の表示	廃止した表示 又は旧表示	新宿区	丁目	番 号
	新 表 示	新宿区	丁目	番 号
付 定 街区符号及び住居番号 変 更 の年月日 廃 止		年	月	日

建物その他の工作物新築届

新宿区長宛て

年 月 日

新宿区住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出人	住所 〒 —
	氏名(法人にあつては、その名称、代表者氏名及び担当者氏名)
	電話番号 () —

所有者・管理人・占有者名	
同上住所	
建築期間	年 月 ~ 年 月(予定) ※住宅の場合 入居開始予定 年 月 日
所在地(地名地番)	新宿区 丁目 番
建物等の種類	1) 専用住宅 2) 集合住宅 3) その他() ※集合住宅の場合 総戸数 戸
建物等の名称	
添付書類	現場案内図 1階の平面図 配置図 室番号付定図(30戸以上の集合住宅の場合)
備考	

第3号様式(第5条関係)

付 定
住 居 番 号 変 更 申 請 書
廃 止

東京都新宿区住居表示に関する条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

氏名、名称又は施設の名称	
住 所 } の表示 居 所 } 施設の場所 }	
付定、変更、廃止の別	
上 記 の 理 由	

(注) 建物、その他工作物の平面略図及び案内図添付

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

東京都新宿区長 殿

第4号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

関 係 人 殿

東京都新宿区長

届 出 付 定 付 定
先に申 出のありました住居番号変 更について、下記理由により変 更しないので、お
通 知 廃 止 廃 止
知らせします。

記

理	
由	

第1号様式(第2条、第6条関係)

第2号様式(第4条関係)

(平28規則3・全改)

第3号様式(第5条関係)

(平5規則24・一部改正)

第4号様式(第6条関係)